

# 対話でわかる！民法改正のポイント

## 債権関係



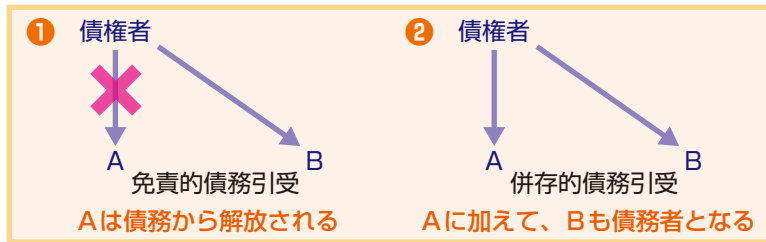
### 第8回(最終回) ■ 債務引受・相殺禁止

弁護士 小島 幸保

**弁護士** ●民法改正では、ビジネスシーンでよく取り扱うにもかかわらず、法律に規定がなかった制度も明文化されました。まずは「債務引受」です。

**社長** ●債務引受とは？

**弁護士** ●債務の内容は同一のまま、別の人に引き継がれるということです。例えば、元の債務者がAさんだとして、①Aさんの代わりにBさんが債務者になるパターンと、②Aさんに加えてBさんも債務者となるパターンがあります。①を免責的債務引受、②を併存的債務引受といいます。



**社長** ●どういう場面で使われるのでしょうか。

**弁護士** ●例えば、飲食店などを閉店するに当たり、借りていた店舗の明渡しをすることなく、そのまま「居抜き」で第三者が営業を開始することがあり、この場合、賃貸借契約に関する債務引受を伴うことが多いのではないのでしょうか。また、M&Aの一つである事業譲渡では、不動産や機械だけでなく負債も引き継ぐことがあり、そのような場合にも債務引受が行われます。

**社長** ●債権者の立場からすると、債務者が知らないうちに変わってしまうことがあるということなのでしょう。

**弁護士** ●免責的債務引受は、従来の債務者が免責され、引き受けた人だけが債務者となる、というもので、債権者にとって大きな影響があります。引き受けた人に資力がないと債権回収が困難になりますからね。そのため、債権者と引き受ける人の契約によって行い、債権者が債務者に対して、その契約をしたことを通知した時に効力が発生するという規定が設けられます。

**社長** ●併存的債務引受はどうなりますか。

**弁護士** ●併存的債務引受では、従来の債務者も免責されず、引き受けた人は、元々

の債務者と連帯して同一内容の債務を負担します。一種の保証のようなものですね。そこで、債権者と引き受ける人の契約だけではなく、債務者と引き受ける人との契約によってもすることができますが、この場合は、債権者が承諾をした時にその効力が発生することとなります。

**社長** ●企業買収は当社も考えていることなので、登場する場面もありそうです。

**弁護士** ●改正によってこれまでの実務が変更される点としては、「相殺禁止範囲」の見直しも挙げられます。

**社長** ●相殺はしょっちゅう行っていますよ。

**弁護士** ●現行民法は、不法行為に基づく損害賠償請求権の債務者による相殺を禁止しています。これは、不法行為の被害者が相殺によって現実に賠償金を受け取れないことを防ぎ、救済を図るためとされています。

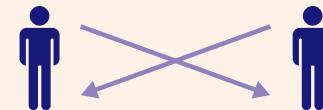
**社長** ●法律はそこまで考えて作られているんですね。

**弁護士** ●ただ、例えば、物損の交通事故などの場合でも、この規定によって相殺ができずに不便なこともあるため、「相殺禁止を緩和すべきだ」とも指摘されていました。

**社長** ●その場面では、相殺したほうが手っ取り早そうです。

**弁護士** ●今回の改正では、不法行為による損害賠償請求権であっても、「悪意」に基づかないものは相殺が可能となります。ただし、同じ交通事故の場面でも、それによって生じた治療費や逸失利益など、人の生存にかかわるものについては、現実に支払われる必要性が高いので、やはり相殺禁止され、相殺はできません。

#### 双方に過失のある物損事故の場合の損害賠償請求権



現行法では、相殺の処理ができず、双方が現実に支払う必要がある。

改正法では、相殺禁止の範囲を

- ① 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務
  - ② 人の生命・身体の侵害に基づく損害賠償の債務
- に限定  
→ 過失による物損については相殺が可能に。